

■議案第19号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の 指定に係る入所定員等に関する条例の制定について

【要旨】

「地域主権改革一括法（第1次）」公布後の平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました（この改正部分は、「地域主権戦略大綱」に記載されていたものです。）ので制定するものです。

- ① 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準
- ② 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準
- ③ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを合わせて、委任された事項を単独の条例で定めることとしました。

【制定根拠法】

介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号